

政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二條第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二條中「第百八十二号まで」を「第百八十三号まで」に改め、同條に次の一号を加える。
百八十三 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第三百十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十五号の次に次の一号を加える。

第四百四十五の二 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）

附則

この政令は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

条約

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

条約第十一号

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びバハマ国政府は、

二十一年一月二十七日にナッソーで署名された脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定第五条の次に次の一条を加える。

第五条のA 自動的な情報の交換

両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の間の合意によって決定する区分の事案に関しては、その合意によって決定する手続に従い、第二条に規定する目的のため、情報を自動的に交換する。

第二条

協定第三条を次のように改める。

第三条 管轄

一方の締約国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。